

特別の教育課程の実施状況等について

宮城県		
学 校 名	管理機関名	設置者の別
七ヶ浜町立亦楽小学校（外2校）	七ヶ浜町教育委員会	公 立

1. 特別の教育課程を編成・実施している学校及び自己評価・学校関係者評価の結果公表に関する情報

学 校 名	自己評価結果の公表	学校関係者評価結果の公表
七ヶ浜町立亦楽小学校	www.joint5.jp/ekiraku/ekiraku00/index.html	左同
七ヶ浜町立松ヶ浜小学校	www.joint5.jp/matugahama/	左同
七ヶ浜町立汐見小学校	www.joint5.jp/siomi/	左同

※結果公表の見方： 英語コミュニケーションは3小学校が同じカリキュラムで行っており、評価、公開について、3小学校同一報告書として亦楽小学校 HP のバナーにまとめている。他の2校 HP から同バナーに接続・閲覧できる。

2. 特別の教育課程の内容

(1) 特別の教育課程の概要

グローバル人材の育成のため、英語を通じたコミュニケーション能力の育成が必須と考えた。また、将来にわたり本物の英語コミュニケーション能力を培うため、小学校1年生～6年生まで、ALT（3名配置）を中心とした担任とのTT指導によりネイティブ中心の授業の中で、活発に発話や聞く活動を繰り返し学習する。そのため、生活科の一部、総合的な学習の時間の一部、外国語活動に替えて「英語コミュニケーション」を新設し、低学年20時間、中学年35時間、高学年50時間教育課程を編成した。

(2) 学校又は地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要性

七ヶ浜町は、明治時代から町内高山地区外国人避暑地との交流や米国プリマス町との青少年国際交流事業により外国文化（英語圏）に親しんできた伝統がある。その特色を生かし、東日本大震災で甚大な被害を受けた本町に生きる子供達に、教育力による心の復興と、グローバル社会を生き抜く力をはぐくむため、初等教育段階から英語を通じたコミュニケーション力を身に付けさせることが必要と考えた。

(3) 特例の適用開始日

平成29年4月1日

平成30年4月1日 変更

(4) 取組の期間

令和9年3月31日まで

3. 特別の教育課程の実施状況に関する把握・検証結果

(1) 特別の教育課程編成・実施計画に基づく教育の実施状況

- ・計画通り実施できている
- ・一部、計画通り実施できていない
- ・ほとんど計画通り実施できていない

(2) 実施状況に関する特記事項

- ・3小学校の協働性を担保するため、「英語コミュニケーション推進委員会」を立ち上げて各校とも推進担当教師のカリキュラムマネジメントのもとALTとの授業づくりを工夫している。また、日常的・計画的に学校間授業公開を各校が開催し合い話し合いを積み重ねている。
- ・七ヶ浜町の文化創造の中核施設「国際村」でもCIR2名を雇用しており、幼児期からの英語遊びや幼稚園訪問、町民向け「イングリッシュキャンプ」や「ハロウィンパーティー」など町全体に英語文化に慣れ親しむ環境が整備されている。ALT3名とCIR2名、計5名の外国人を授業や活動に活用できることのアドバンテージは多大なものがある。幼児期から英語を通したコミュニケーションの量的優位性は、英語を子供の身体に染み込ませる効果がある。

(3) 保護者及び地域住民その他の関係者に対する情報提供の状況

- ・実施している
- ・実施していない

<特記事項>

- ・保護者には学習参観や学校・学級だよりで随時情報提供、授業公開している。
- ・地域住民には、町広報誌により、年3回特集記事で発信している。また、授業公開を積極的に行い、町の諸団体については授業公開に招き、参観後は授業懇談会を開催している。
- ・全国市町村教育委員会や報道機関から視察を受け入れ授業公開と情報提供、話し合いを行っている。(北海道中頓別町、秋田県潟上町、山形県朝日町、山形県川西町、福島県矢吹町、宮城県蔵王町、宮城県松島町、埼玉県熊谷市、河北新報社、朝日新聞社、光村出版、東京書籍等)

4. 実施の効果及び課題

(1) 特別の教育課程の編成・実施により達成を目指している学校の教育目標との関係

英語コミュニケーションでは、「明るく、楽しく、面白く」を教育課程の編成と実施上のアプローチの土台として徹底している。特に楽しく学ぶことについては、その追求過程において、学校の教育目標「楽しく学ぶ」ことの本質とかがわかる。児童のコミュニケーション能力向上や知的欲求等「学びに向かう力」が高まることにより、どのように社会や他者と関わるかや、何を理解し、何ができるようになるか、という育成すべき資質・能力の向上を目指すことができる。

現時点での課題は、児童の「書けるようになりたい」、「読めるようになりたい」等、英語コミュニケーションでの知的欲求の高まりを踏まえた指導方法を工夫していくことにある。

(2) 学校教育法等に示す学校教育の目標との関係

初等教育では、生涯にわたり学習する基盤を培うため、基礎的に知識及び技能を習得させるとともにこれらをとおして、必要な思考力、判断力、表現力等主体的に学習に取り組む態度を養うことに特に留意しなければならない。英語コミュニケーションは、児童が将来どのような生き方をするとしても、英語で多様なコミュニケーション能力が必要とされると予測されており、本特例は十分学校教育の目標に資するものとする。

5. 課題の改善のための取組の方向性

本特例で身につけた英語コミュニケーション能力を、中学校英語においてさらに伸ばすことを目指している。児童は小学校段階で「書けるようになりたい」、「読めるようになりたい」という知的欲求を十分高めており、中学校でこの学びの意欲をどれだけ継続し、かつ4技能5領域を伸ばすことは必須である。そこで本町では、小学校3特例校と中学校2校の英語科が協働で授業公開と検討会を計画的に行っており、小学校で身につけた力を中学校英語科で伸ばす授業改善を行っていくこととしている。